残灰処理場水質測定業務 仕様書

平成28年度

残灰処理場水質測定業務仕様書

本業務は、残灰処理場排水処理施設、周辺水域及び井戸の水質測定を行うものである。

(一般事項)

- 1 本業務は、仕様書及び関係諸官公庁の規則を遵守し、担当職員の指示に従い完全に施工する。
- 2 関係法令等の改訂により測定項目、測定方法等に変更があった場合には、改訂後の法令等に従い測定を実施すること。
- 3 本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、記載されていない事項であっても当然必要と思われるものについては受託者の責任において、施工しなければならない。
- 4 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものと する。
- 5 施工写真は、黒板等を使用し施工状況(採取中、分析中)の経過及び月日が詳しく分かる写真を提出するものとする。
- 6 提出書類(原則としてA4判とする。)
 - ①報告書·計量証明書
 - ②施工写真
 - ③その他担当職員の指示による必要書類

7 その他

①関係法令の遵守

本業務の施工にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。 業務内容により、関係官公庁への許可、報告、届出等の必要がある場合には、その手続き は受託者負担により代行するものとする。

- ②労務災害の防止
 - 施工中の危険防止対策を充分に行い、また、労務災害の発生がないよう努めること。
- ③ 本業務施工中に受託担当者が誤って他の装置を破損した場合には、全面的に責任を負うものとする。

(特記事項)

- 1. 採水場所 止々呂美残灰処理場
- 2. 採水箇所、測定項目及び測定回数

採 水 箇 所	測定項目	測定回数	備考
	別表1に示す計6項目	9回/年	
排水処理設備 出口	別表 3 に示す計 46 項目	1回/年	
	ダイオキシン類	1回/年	前回測定日から1年以内に測定を実 施すること
排水処理設備 入口	別表 3 に示す計 46 項目	1回/年	
外小型建设佣 八百	ダイオキシン類	1回/年	
流域放流水	別表 3 に示す計 46 項目	1回/年	
深井戸(処理場内)	別表 3 に示す計 46 項目	1回/年	
	別表 2 に示す計 2 項目	各井戸 12 回/年	
浅井戸 (処理場内2ヶ所)	別表 4 に示す計 30 項目	各井戸1回/年	
	ダイオキシン類	各井戸1回/年	前回測定日から1年以内に測定を実 施すること

- ※ ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法第2条に定めるものとする。
- ※ 排水処理設備出口の水素イオン濃度指数は、採水時に簡易測定を実施するとともに、排水 処理設備の設定範囲値を毎回確認すること。
- ※ 浅井戸下流のダイオキシン類サンプリング時は、1回当たり採取できる量が少ないため、 必要に応じ2日間に渡り採水する。

(測定項目一覧表)

別表1

	測	定	項	目	
(1) 水素イオン濃度指数(2) 生物化学的酸素要求量(3) 化学的酸素要求量			(5) 大	遊物質量 に腸菌群数 医素含有量	

別表2

	測	定	項	目	
(1) 電気伝導率			(2) 塩	化物イ	オン

別表3

測 定	項目
(1) アルキル水銀化合物	(25)1,4-ジオキサン
(2) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(26)ほう素及びその化合物
(3) カドミウム及びその化合物	(27)ふっ素及びその化合物
(4) 鉛及びその化合物	(28)アンモニア、アンモニウム化合物、
(5) 有機燐化合物	亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(6) 六価クロム化合物	(29)水素イオン濃度指数
(7) 砒素及びその化合物	(30)生物化学的酸素要求量
(8) シアン化合物	(31)化学的酸素要求量
(9) ポリ塩化ビフェニル	(32)浮遊物質量
(10) トリクロロエチレン	(33) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
(11)テトラクロロエチレン	(鉱油類含有量/動植物油脂類含有量)
(12) ジクロロメタン	(34)フェノール類含有量
(13) 四塩化炭素	(35)銅含有量
(14)1,2-ジクロロエタン	(36) 亜鉛含有量
(15)1,1-ジクロロエチレン	(37)溶解性鉄含有量
(16)シス-1,2-ジクロロエチレン	(38)溶解性マンガン含有量
(17)1,1,1-トリクロロエタン	(39)クロム含有量
(18)1,1,2-トリクロロエタン	(40)大腸菌群数
(19)1,3-ジクロロプロペン	(41)窒素含有量
(20) チウラム	(42) 燐含有量
(21) シマジン	(43) 色度
(22)チオベンカルブ	(44) 臭気
(23)ベンゼン	(45) 電気伝導率
(24)セレン及びその化合物	(46)塩化物イオン

	測	定	項	目
(1) アルキル水銀			(17) 1, 1,	2-トリクロロエタン
(2) 総水銀			(18) 1, 3-	-ジクロロプロペン
(3) カドミウム			(19)チウ	ラム
(4) 鉛			(20)シマ	・ジン
(5) 六価クロム			(21)チオ	ベンカルブ
(6) 砒素			(22)ベン	ゼン
(7) 全シアン			(23)セレ	シン
(8) ポリ塩化ビフェニル			(24) 1, 4-	ジオキサン
(9) トリクロロエチレン			(25)塩化	ビニルモノマー
(10)テトラクロロエチレン			(26)水素	イオン濃度指数
(11) ジクロロメタン			(27)浮遊	物質量
(12)四塩化炭素			(28) ふっ	素及びその化合物
(13) 1, 2-ジクロロエタン			(29) ほう	素及びその化合物
(14)1,1-ジクロロエチレン			(30)アン	モニア、アンモニウム化合物、
(15)1,2-ジクロロエチレン			亜硝	酸化合物及び硝酸化合物
(16)1,1,1-トリクロロエタン				

3. 分析方法

(1)別表1~4の項目

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく方法。

(2) ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に 基づく方法。

4. 採水実施日 本市担当職員と協議の上決定する。

5. その他

- (1) 報告書は、サンプリング後原則として3週間以内に提出するものとする。
- (2) 定量下限値については、本市担当職員と協議の上決定すること。
- (3) 報告書のデータに疑義があると市が判断した場合には、再検査を実施すること。なお、この場合の経費は、受託者の負担とする。

採水予定表(参考)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排水処理設備・出口	0	0	0	⊚+☆	0	0	0	0	0			0
排水処理設備・入口				⊚+☆								
流域放流水				0								
深井戸				0								
浅井戸(上流)	\triangle	\triangle	\triangle	$\triangle + \blacktriangle + \diamondsuit$	\triangle	\triangle	\triangle	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ
浅井戸(下流)	\triangle	\triangle	\triangle	$\triangle + \blacktriangle + \diamondsuit$	\triangle	\triangle	\triangle	\triangle	Δ	\triangle	Δ	Δ

【凡例】

- 6項目
- ◎ 46項目
- △ 電気伝導率、塩化物イオン
- ▲ 30項目
- ☆ ダイオキシン類